平成２３年（フ）第１７７０号
大阪府羽曳野市野13番２
債務者　株式会社あや工房
代表者代表取締役　川上　文男
１　決定年月日時　平成24年２月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　達郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月14日午前11時
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１８５号
札幌市西区八軒７条西５丁目１番３号
債務者　有限会社カネイ井上工務店
代表者代表取締役　西山　明美
１　決定年月日時　平成24年２月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中谷　　敦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月15日午後１時30分
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１７号
札幌市豊平区月寒東２条18丁目９番８号―102号、商業登記簿上の本店所在地札幌市豊平区月寒東１条18丁目１―35
債務者　有限会社アクタス設計
代表者取締役　梶原　靖正
１　決定年月日時　平成24年２月３日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　遠藤　雅文
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月15日午前10時
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５号
大分県別府市大字鶴見2934番地の５
債務者　株式会社ワールドトーイ産業
代表者代表取締役　新原　孝三
１　決定年月日時　平成24年２月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　渡辺　耕太
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月15日午後２時
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３１８号
長野市大字三輪1320番地
債務者　有限会社中田興業
代表者代表取締役　和田　修一
１　決定年月日時　平成24年２月１日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中嶋　慎治
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月17日午前10時
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２２号
金沢市菊川２丁目10番12号
債務者　有限会社今井刺繍
代表者代表取締役　今井　康子
１　決定年月日時　平成24年２月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　島田　明子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月23日午後１時30分
金沢地方裁判所

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第１８号
秋田県潟上市昭和大久保字町後15番地
債務者　安田　　恵（旧姓小野）
１　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　丸山紗代子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月26日午前10時45分
５　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２１号
仙台市宮城野区安養寺１丁目35番27号
債務者　宮下　　勉
１　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　菅野　芳人
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月18日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３３号
仙台市青葉区東照宮１丁目13番50号　ハイツアーベイン105
債務者　桂島　隆夫
１　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上林　　佑
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月11日午前11時50分
５　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４９６号
山梨県南アルプス市六科83番地11
債務者　桃園　尚伯
１　決定年月日時　平成24年２月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中川　泰徳
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月14日午後２時
５　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９９４号
広島市中区江波東１丁目13―18、住民票上の住所広島市中区西川口町18番７号
債務者　杉本　芳郎
１　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村上　香乃
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月11日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４８８号
広島県安芸郡府中町青崎東７番24号
債務者　豊田　太作
１　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　西本　聖史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月８日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１４６号
福岡市東区箱崎６丁目４番８―１号
債務者　井手　涼矢
１　決定年月日時　平成24年２月３日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡　小夜子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月14日午後２時15分
５　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６７号
大阪府門真市幸福町20番15号
債務者　石脇　順一
１　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中辻　史記
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月19日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０３号
大阪府吹田市南金田２丁目21番10―308号
債務者　三浦紀代美デザイン事務所こと　三浦紀代美
１　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　　俊
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月19日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５０号
神戸市北区有野町唐櫃4573番地の42
債務者　木村　治郎
１　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森川　　拓
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月９日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３０号
兵庫県赤穂郡上郡町大枝74番地
債務者　西村　邦子
１　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平田　元秀
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月17日午前10時
５　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部